

小松島市消費生活センター

おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま 38-6880だより

～消費者被害のないまちをめざして～

▼若者が陥りやすい消費者トラブル

友だちから誘われても断れますか？
「モノなしマルチ商法」にご注意！！

マルチ商法とは、商品やサービスを契約し、次は自分がその商品やサービスなどの勧誘者となって紹介料などを得る商法です。



特に若者で増加しており、友人やSNSで知り合った人等から「人に紹介すれば報酬が得られる」(消費者庁イラスト集より)と勧誘され、入会金等を支払い契約したものの、儲からないというトラブルです。

【消費者へのアドバイス】

- 実態や仕組みがわからない「モノなしマルチ商法」は、具体的な商品がない、例えば仮想通貨やネット口座などに勧誘するものです。
- 契約内容がわからないときは友人や知人から紹介されてもきっぱり断りましょう。
- 安易にクレジットでの高額決済や借金をしないようにしましょう。
- 不審に思った場合やトラブルになった場合は、

小松島市消費生活センター
☎0885-38-6880

または、消費者ホットライン
☎188
いやや！ 立き入り

にご相談ください。



◆相談事例◆

- 中学校時代の友人から

「いい話があるから会わないか」
「ビジネスで成功している人に会えるけど行かないか」
「投資や自己啓発セミナーに参加してみないか」と誘われる。



- 行ってみると…

「海外の不動産に投資すれば配当がある。お金がないなら借金すればいい。借金しても埋め合わせできる。」などと説明を受けた。



- お金を渡したけど…

契約書も領収書もない！
全然儲からない！
会社が海外にあって連絡がとれない！



- 残ったのは…

借金
友人との人間関係が崩壊



▼契約内容を確認！！ 定期購入が条件かもしれません

インターネットやテレビ等の広告で、健康食品等を通常よりも低価格で販売されているのを見て購入すると、実際には数ヶ月間の定期購入が条件となっていたという相談が全国で寄せられています。(消費者庁イラスト集より)



- 契約条件によっては・・・
- ・途中解約ができない！
 - ・事業者と電話が繋がらない！
 - ・返品できない！
 - ・2回目以降を受取拒否をしたり、勝手に送り返しても支払義務が発生する！

可能性があります。
また、通信販売の場合
クーリング・オフは適用されません。

【消費者へのアドバイス】

- 1回目の価格が通常価格より安く設定されていても、一定期間の定期購入が条件となっている場合があります。
- 商品を注文する前に、定期購入が条件に含まれていないか、支払予定総額はいくらか、中途解約や返品は可能か等の契約内容を確認することが大切です。
- 不審に思った場合やトラブルになった場合は、

小松島市消費生活センター
☎0885-38-6880

または、消費者ホットライン
いちゃいちゃ！泣き寝入り
☎188

にご相談ください。



▼最近の消費者ニュース

*新型コロナワクチン詐欺にご注意を！！

新型コロナワクチンの接種は、**無料**です。

ワクチン接種に関連付けて費用を求められても、決して応じないでください。

*特殊詐欺があなたの近くで起こっています！！

ATMで還付金の受取手続きができる、キャッシュカードを預かる、プリペイドカード型電子マネーを購入して番号を教えるという電話は詐欺です。また、心当たりのない請求は無視しましょう。



▼イベント情報

どなたでもご参加いただけます。
ぜひお越しください！

★★★「くらしの講座」案内★★★

7/21(水) 非常時の食事について
10:00-12:00 講師：防災士会徳島県支部

9/15(水) 災害時に役立ついろいろな
小物工作
10:00-12:00 講師：シルバー大学院

防災講座0B会

場所：小松島市総合福祉センター1階訓練室

対象：一般 無料

主催：プラチナライフクラブ

講座前にセンター相談員が講演しています！



▼すべてのイベントについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止させていただくことがあります。

中止が決定した時点で、徳島新聞等に掲載させていただきます。ご不明な場合は、市民生活課（☎32-2132）にお電話ください。

